

耐震化促進事業の拡充について

中野区耐震改修促進計画において住宅の耐震化率の目標を定め、昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造住宅(以下「旧耐震基準木造住宅」という。)に対して耐震診断や耐震補強工事助成(以下「耐震補強工事助成等」という。)を行っている。

この度、耐震補強工事助成等の対象建築物を平成12年(2000年)5月31日までに着工された木造住宅(以下「新耐震基準木造住宅」という。)まで拡充し、更なる木造住宅の耐震化を促進していく。

1 実施理由

熊本地震や能登半島地震において新耐震基準木造住宅の一部に倒壊等の被害が見られた。そのため、現在助成対象外となっている新耐震基準木造住宅に対して耐震補強工事助成等の範囲を拡充することで更なる耐震化を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進していく。

2 拡充内容

(1) 対象地域 区内全域

(2) 新たに対象とする建築物

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した木造住宅

(3) 拡充する促進事業

①木造住宅耐震診断助成

- ・ 新耐震基準木造住宅の耐震診断は、原則、一般耐震診断のみ。
- ・ 区が診断士を派遣する。なお、耐震診断助成には耐震改修設計を含む。

※補足

旧耐震基準木造住宅については、一般診断の前に簡易診断を実施している。

なお、国の技術的助言を受け、旧耐震基準の簡易診断時に除却工事助成を選択することが明確な場合は、簡易耐震診断のみ実施することとした。

②木造住宅耐震補強工事助成

- ・ 耐震補強及び防火改修工事に要する費用

3 今後の予定

- ・ 令和6年10月 耐震診断事業実施要綱改正、ホームページ等による周知
- ・ 令和6年11月～ 耐震補強工事助成相談受付開始
- ・ 令和6年12月～ 耐震診断助成受付開始
- ・ 令和7年4月～ 耐震補強工事助成実施